

# 質問票

## 改正石綿障害予防規則に係る自主点検

- 本自主点検は、法改正の周知と実態調査のために実施しているものです。
- 店社（建設工事に係る請負契約を締結している本社、支店等の組織）単位でお答えください。
- 回答は別紙「回答票」にご記入いただき「**回答票**」のみをご提出ください。

見本

1

既存の建築物・工作物・鋼製の船舶に損傷を及ぼす作業や工事（法令では「**解体・改修の作業**」といいます。）を請け負うことはありますか。

請け負うことがあるものに○を記入してください。（①～③複数回答可）

※建築物のリフォーム、船や各種設備の定期修理を含みます。また、今後請け負う可能性がある場合も含みます。

①	建築物
②	工作物 <span style="font-size: small;">（※ 工作物とは、土地や建物に設置するもの（されていたもの）であり、例えば、煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント、ボイラー、非常用発電設備、反応槽、貯蔵設備、発電設備、焼却設備等があります。）</span>
③	鋼製の船舶
N	既存の建築物・工作物・鋼製の船舶に損傷を及ぼす作業や工事を請け負うことはない（新築工事しか行わない、など。）<回答終了> ※もし廃業されていた場合は、お手数ですが別紙「回答票」左下の連絡事項欄にその旨の記入もお願いします。

見本

↑の①～③に1つでも○があった場合は**2**以降もご回答ください。

※①～③に○がつかなかった場合は、**2**以降は回答不要です。ご協力ありがとうございました。

※「今後解体・改修工事を行う可能性はあるが、今のところ予定はない」という場合は、「今後解体工事等を行う場合」を想定して回答をお願いします。

2

建築物・工作物・鋼製の船舶に損傷を及ぼす作業や工事（解体・改修工事）を行う前に、当該建築物・工作物・鋼製の船舶に対して、石綿（アスベスト）含有の有無の事前調査を行っていますか。

該当する調査方法に○を記入してください。（①～③複数回答可）

※建築物等に損傷を及ぼす作業や工事を行う全ての施工業者に石綿の事前調査の義務があります。

①	自社で調査を行っている
②	外注または元請等他の業者の事前調査結果を確認
③	発注者や所有者に石綿の有無を確認している
N	石綿の事前調査は行っていない

①～③に1つでも○があった場合

見本

調査結果を3年以上保存していますか（保存する予定ですか）

※「外注または元請等他の業者の事前調査結果を確認」する方法により事前調査を行う場合でも、各施工業者において調査結果の保存が必要です。

①している ・ ②していない

3

令和5年10月1日以降に着工する、既存の建築物に損傷を及ぼす作業や工事（解体・改修工事）について行う石綿の事前調査は、一定の資格（建築物石綿含有建材調査者など）を持った人が行う必要があります。

3-1

建築物の石綿の事前調査を行う方に資格が必要となることについて知っていましたか。

見本

該当の項目1つに○を記入してください。

①	知っている
②	知らなかった
N	既存の建築物に損傷を及ぼす作業や工事を行う予定はない（新築工事しか行わない、など。）

上記①又は②  
を回答した場合

3-2

建築物石綿含有建材調査者の資格を労働者に取得させる（又は事業者自ら取得する）予定はありますか。

見本

該当の項目1つに○を記入してください。

①	既に資格を取得している
②	今後取得する予定（概ね令和4年10月末までに）
③	今後取得する予定（令和5年10月1日までに）
N1	外注または元請等他の業者の事前調査結果を確認する方法により対応するため取得を予定していない
N2	（N1以外の理由により）取得を予定していない

上記で①～③  
を回答した場合

3-3

取得済 又は 取得を予定する事前調査者資格は何ですか。

見本

該当の項目に○を記入してください。（複数回答可）

①	特定建築物石綿含有建材調査者
②	一般建築物石綿含有建材調査者
③	一戸建て等石綿含有建材調査者
④	アスベスト調査診断協会への登録
⑤	その他

## 4 石綿の事前調査結果について、現場への備え付けや掲示を行っていますか。

該当の項目に○を記入してください。(①～③複数回答可)  
 ※石綿障害予防規則第3条等により、施工業者は①から③の掲示や備え付けを行う必要があります。

①	作業者が見やすい箇所に事前調査結果の概要を掲示している
②	事前調査結果の記録の写しを現場に備え付けている
③	周辺住民への事前調査結果の周知のための掲示を行っている
N	事前調査結果の掲示や現場の備え付けは行っていない

見本

## 5

令和4（2022）年4月1日以降に着工する工事で、

- i. 解体部分ののべ床面積が80m<sup>2</sup>（80平方メートル）以上となる建築物の解体工事
- ii. 請負金額100万円（税込）以上の建築物の改修工事
- iii. 請負金額100万円（税込）以上の特定の工作物（※）の解体・改修工事

のいずれかに該当する場合は、石綿の有無にかかわらず、事前調査結果を全件労働基準監督署に報告することが必要です（元請事業者には報告義務があります）。

事前調査結果の労働基準監督署への報告義務について知っていましたか。  
 ⇒詳細は、同封の事前調査結果報告に関するリーフレットを参照ください。

該当の項目1つに○を記入してください。  
 ※報告が必要な工作物は、反応槽、ボイラー、圧力容器などです。詳しくは同封の資料をご覧ください。

①	知っている
②	知らなかった
N1	該当する工事を行うことはない 又は 元請になることはない
N2	報告を行う予定はない

見本

### 「石綿の有無の事前調査」を行う者に必要な資格について

- 以前から、建築物等の解体等工事に対して「石綿の有無の事前調査」が義務付けられていました。
- 今回の法改正により、令和5年10月1日以降に行う建築物の解体・改修工事の「石綿の有無の事前調査」は、必要な資格を有する者によって行わなければならない。
- 必要な資格のうち、主なものとして、「建築物石綿含有建材調査者講習」があります。
- 調査者講習は、「特定建築物石綿含有建材調査者講習」と「一般建築物石綿含有建材調査者講習」及び「一戸建て等石綿含有建材調査者講習」の3種類  
 「特定」と「一般」は事前調査ができる範囲が法令上は同じ（すべての建築物）  
 しかし、「一戸建て」は、一戸建て住宅または共同住宅の住戸の内部に関する工事に限定
- 建築物石綿含有建材調査者講習実施機関は、石綿総合情報ポータルサイトの関係ページをご覧ください。



6

建築物・工作物・鋼製の船舶について、解体・改修を行う部分に石綿（アスベスト）が含まれていることが判明した場合、又は石綿が含有するとみなして作業する場合（いわゆる「みなし作業」）、石綿障害予防規則に基づく措置を行っていますか。

※ 現時点で石綿含有建材を取り扱う作業（みなし作業も含む）を行う予定がない場合は、「もしそれらの作業を行う場合は」を想定して記入してください。

①～④のうち、行っている措置に○を記入してください。（複数回答可）

※石綿障害予防規則により、吹付材・保温材等の除去等を行う際の負圧隔離、建材の湿潤化、作業者の呼吸用保護具の着用、石綿作業主任者の選任等の措置が必要です。

見

本

①	<吹付材・保温材等の除去等を行う場合> 作業場内をビニールシート等で隔離、排気装置により負圧化（負圧隔離）
②	建材の湿潤化
③	作業者の呼吸用保護具の着用
④	石綿作業主任者の選任

7

石綿が含まれる、又は石綿が含有するとみなして建築物・工作物・鋼製の船舶の解体・改修を行う際には、写真や動画により作業の状況を記録し、3年間保存する必要があります。当該規定について知っていますか。

※ 現時点で石綿含有建材を取り扱う作業（みなし作業も含む）を行う予定がない場合は、「もしそれらの作業を行う場合は」を想定して記入してください。

該当の項目1つに○を記入してください。

※石綿障害予防規則第35条の2等により、以下の事項を写真・動画で記録し、3年間保存する必要があります。

- （作業現場の掲示の状況（石綿の事前調査結果、関係者以外立入禁止、飲食喫煙禁止 等）
- （作業の実施中の記録（保護具の着用状況、負圧隔離の状況、湿潤化の状況 等）
- （除去した石綿建材の梱包、適切な仮置き状況 等）

見

①	知っている（写真や動画による記録を行っている）
②	知らなかった
③	写真や動画による記録を行う予定はない

点検事項は以上となります。  
回答は別紙「改正石綿障害予防規則に係る自主点検回答票」へ記入してご提出ください。

ご協力ありがとうございました。

改正石綿障害予防規則に係る詳細は石綿総合情報ポータルサイトをご覧ください。  
(<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp>)

